

**富士宮市**  
**子ども・子育て支援事業計画**

**平成 27 年度～平成 31 年度**

**富士宮市**

# 児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。  
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

昭和 26 年（1951 年） 5 月 5 日

# はじめに

## 「生んでよし 育ててよし」のまちづくりを進めるために

市民が豊かな生活のできる活力ある元気なまち、市民の多くがやさしさと思いやりを大切にする富国有徳の理想郷「ふじのくに」づくりが、私の目指すところであります。そして、そのためには、家庭や地域における人づくり、教育の推進が大切だと考え、市政に取り組んでおります。

いま、日本は、少子高齢化の構造から抜け出せない状況が続いています。

私は、以前から、時代に合った子育て環境を作り上げなければ、少子化の減少を抑えることはできないと思っていました。

そのため、市長に就任して、まず、「子ども医療費助成事業」の改善に取り組み、それまで、通院については、小学1年生までが対象だったものを中学3年生まで拡大し、「不妊治療費助成事業」の助成限度額を県内最高レベルにまで引き上げ、また、小さい子どもが「安全に遊べる公園整備」が必要だと考え、4か所の公園に幼児と保護者が安心して遊べるスペースや遊具の整備を実現し、さらに、気になる子の早期相談支援のための「療育支援センターこあら」の建設など、子育て環境の整備に重点的に取り組んでまいりました。そして、平成27年度には、さらなる支援として、入院に係る「子ども医療費助成事業」の自己負担を無料とし、「不妊治療」に加え「不育治療」に係る費用の助成も実施する予定です。

このたび、市では、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、「富士宮市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定いたしました

今後、本計画を指針として子育て支援施策を実施してまいります。これからは、地域や学校、さらには親の働く企業など社会全体が子育て家庭を支援していく仕組みが、今まで以上に求められてくるものと考えています

これからも、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境整備を進めるため、子育て支援関連事業を市政運営の重点施策として取り組んでまいりますので、市民の皆様には、さらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定のための調査にご協力くださいました方々、また、計画の細部にわたりご教示くださいました「富士宮市子ども・子育て会議」の皆様には心よりお礼申し上げます、あいさついたします。

平成27年3月

富士宮市長 須藤秀忠

# 目 次

## 第1部 総論

	ページ
第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の背景・計画の期間	1
2 計画の理念・目的	2
3 子育て支援施策の体系	3
4 計画の位置づけ(根拠・他計画との関係)	4
第2章 富士宮市の子育てを取り巻く現状と課題	
1 人口・世帯の動向、子どもの状況	5
2 保育園・幼稚園・学校等の状況	9
3 子どもの数の推計	13
4 アンケート結果から見た現状と課題	14
5 富士宮市子育て支援行動計画(保育主要事業)の評価と課題	16

## 第2部 各論

第1章 教育・保育提供区域における目標値	
1 教育・保育提供区域の設定	17
2 幼児期の教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期	19
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、 確保の内容、実施時期	24
4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進方法等	33
第2章 子育て支援施策・事業	
1 支援施策	
(1) 地域における子育て・子育ての支援	34
(2) 良質な保育・教育の提供	37
(3) 子どもと親の健康の確保	41
(4) 配慮が必要な児童・家庭の支援	44
(5) 仕事と子育ての両立の推進	47
2 各種事業	50
第3章 計画の推進体制等	
1 計画の推進体制	62
2 計画の達成状況の点検及び評価	63

## 第3部 資料編

・富士宮市子ども・子育てアンケート集計結果(未就学児対象)	65
・富士宮市子ども・子育てアンケート集計結果(就学児対象)	101
・子ども・子育て支援法(抄)	130
・富士宮市子ども・子育て会議設置条例	137
・富士宮市子ども・子育て会議委員名簿	139